

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-7015

(P2009-7015A)

(43) 公開日 平成21年1月15日(2009.1.15)

(51) Int.Cl.
B65D 75/62 (2006.01)

F I
B65D 75/62 Z

テーマコード (参考)
3E067

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2007-167614 (P2007-167614)
(22) 出願日 平成19年6月26日 (2007. 6. 26)

(71) 出願人 000000918
花王株式会社
東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1
〇号
(74) 代理人 100076532
弁理士 羽鳥 修
(74) 代理人 100101292
弁理士 松嶋 善之
(72) 発明者 加藤 恭一
東京都墨田区文花2-1-3 花王株式会
社研究所内
(72) 発明者 岡 政弘
東京都墨田区文花2-1-3 花王株式会
社研究所内

最終頁に続く

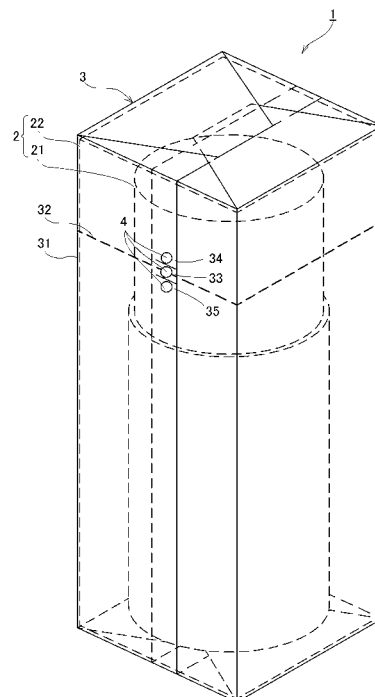
(54) 【発明の名称】 フィルム包装体

(57) 【要約】

【課題】美観を損なわず、開封操作を行い易いフィルム包装体を提供すること。

【解決手段】本発明のフィルム包装体1は、被包装体2が包装用フィルム3で包装されている。包装用フィルム3の開封片部33に凸状体4が配されている。包装用フィルム3における開封片部33の両側の隣接部分34、35にそれらの表面より突出する凸状体4が配されていることがより好ましい。凸状体4は、ホットメルト接着剤で形成することが好ましい。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

被包装体が包装用フィルムで包装されたフィルム包装体であって、
前記包装用フィルムの開封片部にその表面より突出する凸状体が配されているフィルム包装体。

【請求項 2】

前記包装用フィルムにおける前記開封片部の両側の隣接部分にその表面より突出する凸状体が配されている請求項 1 に記載のフィルム包装体。

【請求項 3】

被包装体が包装用フィルムで包装されたフィルム包装体であって、
前記包装用フィルムの開封片部の内側に位置するように前記被包装体にその表面より突出する凸状体が配されているフィルム包装体。

【請求項 4】

前記包装用フィルムにおける前記開封片部の両側の隣接部分の内側に位置するように前記被包装体の表面に凸状体が配されている請求項 3 に記載のフィルム包装体。

【請求項 5】

前記凸状体がホットメルト接着剤で形成されている請求項 1 ~ 4 の何れかに記載のフィルム包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、被包装体が包装用フィルムで包装されたフィルム包装体に関する。

【背景技術】

【0002】

六面体形状の外箱に製品が収容され、該外箱をさらにテアテープが内面に配された包装用フィルムで包装した包装体が広く提供されている。

【0003】

ところで、この種のフィルム包装体の開封は、前記テアテープを用いてフィルムを引き裂くことで行なわれる。そのために、テアテープを含む幅で包装用フィルムの端に設けられた開封用片部を探し、これを引き起こしてテアテープを掴む必要があるが、包装用フィルムが外箱に密着していると、爪などで当該片部を引き起こしたりする必要があった。また、外箱が透明に近い場合などには、開封用片部を見つけにくいという課題を有していた。

【0004】

このようなフィルム包装体の開封に関する課題を解決する手段として、下記特許文献 1 に記載の包装体のように、テアテープとは別にフィルムに開封用の切目を設けることも提案されているが、見た目が悪いものであった。

【0005】

【特許文献 1】特開平 11 - 310270 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

本発明は、上記課題に鑑みてなされたものであり、美観を損なわず、開封操作も行い易いフィルム包装体を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、被包装体が包装用フィルムで包装されたフィルム包装体であって、前記包装用フィルムの開封片部にその表面より突出する凸状体が配されているフィルム包装体を提供することにより、前記目的を達成したものである。

【0008】

10

20

30

40

50

また、本発明は、被包装体が包装用フィルムで包装されたフィルム包装体であって、前記包装用フィルムの開封片部の内面に当接するように前記被包装体にその表面より突出する凸状体が配されているフィルム包装体を提供することにより、前記目的を達成したものである。

【発明の効果】

【0009】

本発明のフィルム包装体は、美観を損なわず、容易に開封ができて被包装体を好適に取り出すことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

以下本発明を、その好ましい実施形態に基づき図面を参照しながら説明する。

図1に示すように、本実施形態のフィルム包装体1は、被包装体2が包装用フィルム3で包装されたものである。

【0011】

本実施形態では、被包装体2は、内容物が充填された容器21が、六面体形状の外箱22内に収められたものである。そして、外箱22の全体が包装用フィルム3で包装されている。

【0012】

包装用フィルム3には、従来からこの種のフィルム包装に使用されている。本実施形態では、透明の合成樹脂製のフィルムからなる基材31の内面に、テアテープ32が貼り付けられて配設された包装用フィルムが採用される。

【0013】

包装用フィルム3は、テアテープ32が外箱22の胴部の周りに水平に位置するように外箱22の周りに巻回され、両側縁部どうしが所定幅Wの重なりしりを有して重ね合わされた状態で接合されている。図2において斜線部分は接合部分を示しており、重ねられ上側となっている包装用フィルム3の端部は接合されていない。包装用フィルム3の上下の端部は、それぞれ外箱22の天面部及び底面部で折り重ねられて接合されている。

【0014】

外箱22の胴部における包装用フィルム3の前記重なりしりの外側に位置するフィルムの端部には、テアテープ32を挟むように2つの切り込みが水平に入れられて開封片部33が形成されている。切り込みはフィルムの垂直端部より重なりしりの接合部分まで達している。重なりしりの非接合部分の幅は、フィルム端部を指で容易に摘めることを考慮すると、3～5mmが好ましい。

【0015】

本実施形態では、前記開封片部33及び開封片部33の両側の前記切り込みを挟んだ隣接部分34、35に、指先を掛けることができるだけの厚みを有する、それらの表面より突出させた凸状体4が配されている。本実施形態のように、開封片部33に加えてその両側の隣接部分にも凸状体4を配することによって、指への掛かりをより広くすることができるほか、開封片部33の凸状体4のみをテアテープ32の方向に沿って滑らせて包装用フィルム3を引き裂きやすくするため、フィルム包装体1をさらに容易に開封することができる。開封片部33及び隣接部分34、35に配する凸状体4の数は、安定した指への掛かりを確保するために2個以上とすることもできる。

【0016】

凸状体4は、包装用フィルム3の外面（表面）に配されている。凸状体4の高さHは、安定した指への掛かりを考慮すると、0.5～2.0mmが好ましい。

【0017】

本実施形態では、凸状体4は、ホットメルト接着剤で形成されている。凸状体4を形成するホットメルト接着剤としては、EVA、SIS、SEBS、EEA、EAA系のホットメルト接着剤が好ましい。

【0018】

10

20

30

40

50

上述のように構成されるフィルム包装体 1 を開封するときには、包装用フィルム 3 の開封片部 3 3 に配された凸状体 4 を指で押さえて開封方向に滑らせるように操作すると、包装用フィルム 3 の開封片部 3 3 に連なる部分がテアテープ 3 2 に沿って引き裂かれて開封される。

【 0 0 1 9 】

以上説明したように、本実施形態のフィルム包装体 1 は、開封片部 3 3 及びその両側の切り込みを挟んだ隣接部分 3 4、3 5 に凸状体 4 が配されており、開封時には、開封片部 3 3 に配された凸状体 4 を指で押さえて開封方向に滑らせるように操作するだけで、包装用フィルム 3 を容易に開封することができる。このため、従来のように、爪などで開封片部 3 3 を引き起こしたりする必要がなく容易に開封操作を行うことができる。また、開封片部 2 2 も、凸状体 4 の感触で容易に探し出すことができる。

10

【 0 0 2 0 】

図 3 は、本発明の第 2 実施形態のフィルム包装体を示すものである。第 2 実施形態のフィルム包装体 1' は、凸状体の配設箇所が異なる以外は、第 1 実施形態のフィルム包装体 1' と同様の構成である。よって、以下では、その異なる部分について説明し、共通する部分については、同一符号を付してその説明は省略する。よって、特に説明のない部分については、第 1 実施形態の説明が適宜適用される。

【 0 0 2 1 】

図 3 に示すように、第 2 実施形態のフィルム包装体 1' は、包装用フィルム 3 の開封片部 3 3 及びその両側の隣接部分 3 4、3 5 の内側に位置するように、被包装体 2 の外箱 2 2 の胴部表面に凸状体 4 が配されている。包装用フィルム 3 における重ねられ上側となっている端部は接合されていないため、開封片部 3 3 が浮き上がった状態となり、当該浮き上がった開封片部 3 3 の浮き上がった部分を指で押さえて開封方向に滑らせるように操作するだけで、包装用フィルム 3 を容易に開封することができる。このため、従来のように、爪などで開封片部 3 3 を引き起こしたりする必要がなく、容易に開封操作を行うことができる。また、開封片部 3 3 が浮き上がっているため、当該開封片部 3 3 を容易に見つけ出すことができる。さらに、凸状体 4 が包装用フィルム 3 の内側に配されているので、美観を損なうことなく、また、接触などによっても凸状体 4 がとれにくい形態である。

20

【 0 0 2 2 】

本発明は、前記実施形態に制限されない。

30

前記実施形態のフィルム包装体 1、1' では、凸状体 4 をホットメルト接着剤で形成したが、凸状体 4 はこの形態に制限されるものではない。例えば、開封片部の外面や外箱に厚塗りの印刷を施すことで凸状体 4 を形成することもできるし、樹脂で凸状体を形成したタックラベルを貼り付けることによって、凸状体を形成することもできる。

【 0 0 2 3 】

また、本発明は、被包装体の形態や材質に特に制限はなく、前記実施形態のような六面体状の外箱にも適用できるし、樹脂製の外箱以外に紙箱にも適用できる。

【 0 0 2 4 】

また、前記実施形態では、開封片部及びその両側の隣接部分の表面、又は被包装体の表面における開封片部及びその両側の隣接部分の内側に位置する部分に、それぞれ凸状体を配したが、開封片部の表面、又は被包装体における開封片部の内側に位置する部分にのみ凸状体を配することもできる。凸状体 4 の形状についても、本発明の効果が奏される形状であれば、特に制限はなく、前記実施形態のような半球状のほか、例えば図 4 に示す第 3 実施形態のフィルム包装体 1' のように、1/4 球状体とすることもできる。

40

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 2 5 】

【 図 1 】本発明のフィルム包装体の第 1 実施形態を示す斜視図である。

【 図 2 】同実施形態のフィルム包装体における要部の部分拡大図であり、(a) は側面図、(b) は (a) における包装用フィルムの A - A 矢視断面図である。

【 図 3 】本発明のフィルム包装体の第 2 実施形態における要部の部分拡大図 (図 2 相当図

50

) であり、(a) は側面図、(b) は(a) における包装用フィルムの B - B 矢視断面図である。

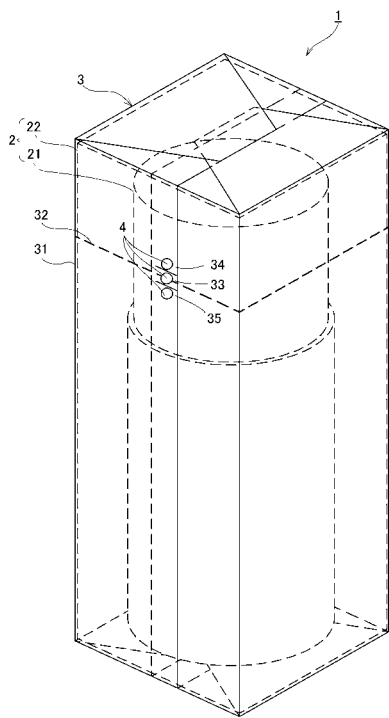
【図 4】本発明のフィルム包装体の第 3 実施形態における要部の部分拡大図(図 2 相当図) であり、(a) は側面図、(b) は(a) における包装用フィルムの C - C 矢視断面図である。

【符号の説明】

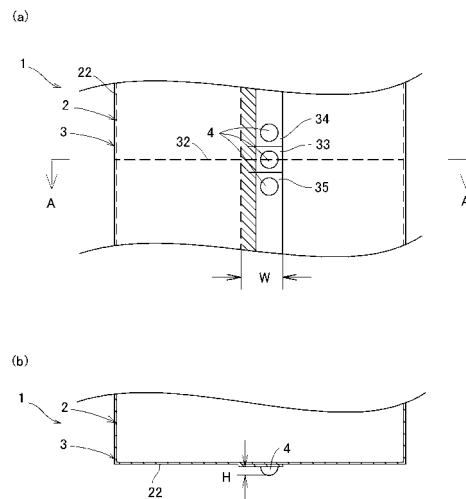
【 0 0 2 6 】

- 1、1' フィルム包装体
- 2 被包装体
 - 21 容器
 - 22 外箱
- 3 包装用フィルム
 - 31 基材
 - 32 テアテープ
 - 33 開封片部
 - 34、35 隣接部分
- 4 凸状体

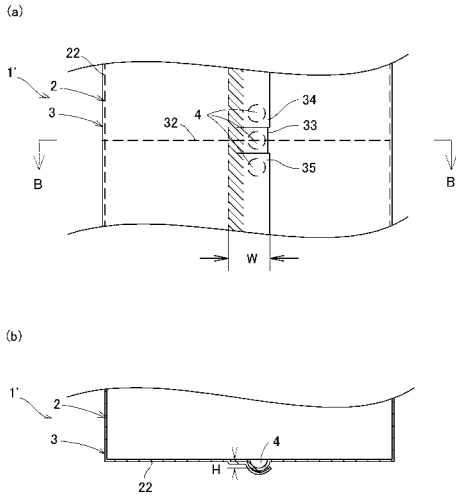
【 図 1 】



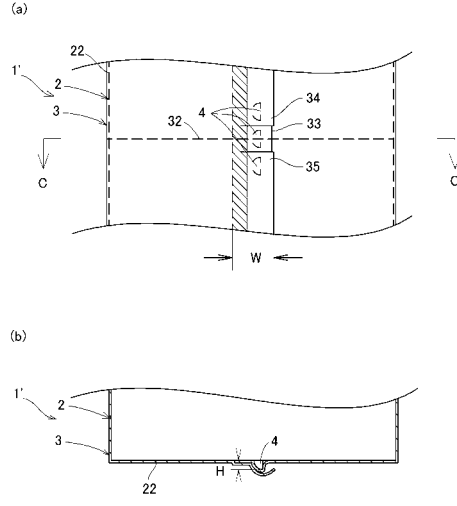
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



フロントページの続き

(72)発明者 阿部 啓二

東京都墨田区文花 2 - 1 - 3 花王株式会社研究所内

Fターム(参考) 3E067 AA11 AA24 BA01B BA05B BA06B BA18C BB04C BB14C EB08 EB12
EB40 FA01 FC01 GD10